

県土第 09 - 76 号  
令和 5 年 9 月 8 日

各公益事業者代表  
(水害統計調査担当課) 様

三重県知事 一見 勝之

令和 5 年 水害統計調査の実施について(依頼)

水害統計調査につきましては、毎年ご協力いただいております。御礼申し上げます。

本年も三重県内の水害発生(令和 5 年 1 月～令和 5 年 12 月)にかかる水害調査を実施しますので、ご協力をお願いいたします。

調査の結果につきましては、別途 1 月頃に照会させていただく予定です。

水害統計調査に必要な調査要領等につきましては、下記のとおり添付いたします。

なお、緊急時には、水害発生後 4 5 日以内に調査結果の提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

記

1. 水害調査

(1) 公益事業等水害調査

2. 添付冊子等

(1) 調査全体流れ図

(2) 水害統計調査への協力をお願い

(3) 水害統計調査 調査要領【公益事業所用】

※(3)については、4 月当初の紙資料の要否の照会で必要と御回答いただきました公益事業者にのみ送付いたします。なお、電子データについては以下のホームページ上からダウンロード可能です。

[https://www.mlit.go.jp/river/toukei\\_chousa/kasen/suigaitoukei/shiryuu.html](https://www.mlit.go.jp/river/toukei_chousa/kasen/suigaitoukei/shiryuu.html)

事務担当  
三重県県土整備部 河川課  
河川計画班 島崎・服部  
TEL : 059-224-2682  
FAX : 059-224-2684  
e-mail : [kasen@pref.mie.lg.jp](mailto:kasen@pref.mie.lg.jp)



# 水 害 統 計 調 査 調 査 要 領

## 【 公 益 事 業 所 用 】

水害統計調査は…

洪水、内水、高潮、津波、土石流等の水害により、個人・法人が所有する各種資産、

河川・道路等の公共土木施設及び運輸・通信等の公益事業等施設等に発生した被害実態を把握し、

治水に係る各種行政施策の実施に必要な基礎資料を得ることを目的に、昭和36年より毎年継続して実施しているものです。

本調査は、統計法第 19 条に基づく一般統計調査として、総務大臣の承認を得て実施している、**重要な調査**です。

令 和 5 年

国 土 交 通 省 水 管 理 ・ 国 土 保 全 局

## 公益事業等水害統計調査へのご協力をお願い

公益事業等水害統計調査は、国土交通省が毎年1月1日から12月31日までの1年間に発生した水害による被害の実態を全国にわたって調査する「水害統計調査」の一部として、公益事業等が水害により被った物的被害額及び営業停止損失額等を把握する調査です。

「水害統計調査」は、洪水、内水、高潮、土石流等により、公益事業等施設、個人・法人が所有する一般資産及び河川、道路等の公共土木施設に発生した被害の実態を把握し、治水に係る各種行政施策の実施に必要な基礎資料を得ることを目的として行っています。

職務御多忙中に誠に恐縮ですが、公益事業等水害統計は水害防止を図るための行政上の諸施策に資する貴重な資料となりますので、今後における水害の発生を防止するためにも、本調査に是非ご協力賜りますようお願いいたします。

また、ご提出いただいた調査票は、都道府県において取りまとめの上、国土交通省において全国集計いたします。調査票は、この集計以外に使用されることはありません。また、調査結果の公表にあたり個別の事業所名が公表されることはありません。

公益事業等水害統計調査の概要は、次のとおりです。また、調査票の入力や提出等に当たって、ご不明な点やお困りの点等がございましたら、各都道府県にお問い合わせ下さい。

### 1. 調査対象

- ① 鉄道事業・軌道業
- ② 道路定期旅客運送業、道路定期貨物運送業
- ③ 電気通信事業者（電気通信事業法第9条に基づく総務大臣の登録を受けた者）
- ④ 10 電力株式会社
- ⑤ ガス事業（ガス事業法第2条第2項に定めるガス小売事業）
- ⑥ 水道事業（水道法第3条第2項から第4項までにおいて定める水道事業、簡易水道事業及び水道用水供給事業。）  
※水道事業には、水道企業団も含む
- ⑦ 海上定期旅客運送業、海上定期貨物運送業（海上運送法第2条第3項から第4項に定める事業）
- ⑧ 航空定期旅客運送業、航空定期貨物運送業（航空法第2条第20項に定める事業）

### 2. 調査事項

本年1月1日から12月31日までの間に発生した水害によって被った有形固定資産（土地及び建物を除く。以下同じ。）の物的被害額、営業停止損失額、営業停止期間及び営業停止数量。

### 3. 調査実施方法

本冊子に沿って「公益事業等調査票.xls」（以下「調査票」という。）を作成いただき、翌年1月の都道府県の指定する日までに、原則電子メールにて都道府県に提出願います。電子メール等での提出が難しい場合には、郵送、FAX等で提出願います。

## 1. 調査対象水害

調査の対象とする「水害」は、本年 1 月 1 日～12 月 31 日までに発生した次の事象とし、その規模の大きさを問いません。

- ① 河川（排水路、用水路、下水路等を含みます。）に係る洪水、内水等
- ② 海岸に係る高潮、津波等
- ③ 土石流、地すべり、急傾斜地崩壊等

## 2. 調査の実施時期

水害により、有形固定資産（土地及び建物を除く。以下同じ。）への被害や営業停止が発生した場合毎に実施して下さい。

## 3. 調査票の入力要領

### 1) 調査票の 1 行に入力する単位

調査票は、「水害発生日」、「被害箇所」、「河川・海岸名地区名」又は「事業コード」欄のいずれかが異なる場合には、行を改めて入力して下さい。

### 2) 「水害発生日」欄

水害が発生した期間を入力して下さい。越年災害（前年に発生した災害）の場合には、「1 月 1 日」と入力して下さい。

また、異常気象（台風、集中豪雨、長雨等）の名称が分かっている場合には、備考欄に当該異常気象名を入力して下さい。

水害発生日				市
月	日	月	日	
9	1	9	5	

記入例－1 「水害発生日」欄

（9 月 1 日～5 日の場合）

### 3) 「被害箇所（市区町村名・町丁名大字名）」欄

被害の発生した箇所の市区町村名（本年 12 月 31 日時点。政令指定都市の場合には「〇〇市△△区」と入力）及び町丁名等を入力して下さい。

### 4) 「河川・海岸名 地区名」欄

- ①水害が河川に係る洪水、内水等である場合（②の場合を除く。）には、その河川名を入力して下さい。  
なお、河川単位での入力が難しい場合には、近隣の代表的な被害があった河川名を入力して下さい。  
※入力する河川名については、当該エリアを管轄する河川管理者（国または県）が作成している管内図等を参考にして下さい。
- ②水害が排水路、用水路、下水路等に係る内水等である場合には、その水害が発生した地区の名称を入力して下さい。
- ③水害が海岸に係る高潮、津波等である場合には、その海岸名を入力して下さい。なお、水害が発生した海岸の名称が不明の場合には、その地区の名称に「地区海岸」の 4 文字を付して「\*\*地区海岸」と入力して下さい。

④水害が土石流、地すべり、急傾斜地崩壊等である場合には、その水害が発生した地区の名称を入力して下さい。

### 5)「水害原因コード」欄

水害原因について、下表から最も適当なコードを入力して下さい。水害原因が複数ある場合には、原因の程度が高いものから順に3つまで入力することができます。また、水害原因コード99（その他）を入力した場合には、備考欄に被害の概要等を入力して下さい。なお、水害原因によっては被災箇所が限定されるため、「河川・海岸名地区名」欄との関係を、下表右欄のとおり示しています。

表-1 水害原因コード

水害原因	水害原因コード	水 害 原 因 の 解 説	「河川・海岸名地区名」欄の記載内容
破堤	10	堤防が壊れ、増水した河川の水が堤内地（堤防によって洪水氾濫から守られている住居や農地等がある側のこと。）に流れ出す現象	河川名
有堤部溢水	20	増水した河川の水が堤防の高さを越えて溢れ出す現象	河川名
無堤部溢水	30	増水した河川の水が堤防のない箇所で溢れ出す現象	河川名
内水	40	雨水を河川の本川・支川等に排水できないことに起因して堤内地に雨水が停滞する現象	河川名
窪地内水	50	もともと雨水を排水できない地形の土地（窪地）において生じる内水（極めて特殊な事例である。）	地区名
洗掘・流出	60	激しい川の流れや波浪などにより、堤防の土が削り取られる現象、又は、堤防、護岸等の土木構造物の一部又は全部が運び去られる現象	河川名又は海岸名
土石流	70	山や谷の土砂が大雨などでくずれ、水を含んでかゆ状となってふもとに向かい高速で流れ下る現象	河川名又は地区名
地すべり	80	緩傾斜の斜面で、地面が大きな固まりのまま下に向かって滑る現象	地区名
急傾斜地崩壊	90	傾斜度が30度以上の土地で表土が崩壊する現象	地区名
高潮	91	気圧低下による海水の吸い上げや強風の吹寄せ等により海面が異常に上昇する現象（河川に至る場合もある。）	海岸名又は河川名
津波	92	地震による海底の地殻変動、海底火山の爆発等によって大波が生じる現象（河川に至る場合もある。）	海岸名又は河川名
波浪	93	海面上を吹く風によって大波（周期は2～3秒から20秒～30秒程度。）が生じる現象	海岸名
その他	99	上記以外の水害原因	河川名、海岸名又は地区名

※内水と窪地内水の違いについて

内水は、河川の本川・支川等へ接続する排水路、用水路等の排水機能の不足から溢れ出た水により浸水する現象を指しているが、窪地内水は窪んだ地形部の排水路が存在しない箇所で、単に降雨が貯まったために浸水する現象を指している。

## 6)「事業コード」欄

水害により発生した被害が、どの事業の種類について生じたものであるかを、下表に準じてコードで入力して下さい。

表-2 事業コード

事業種類	事業コード	事業種類	事業コード
鉄(軌)道業 旅客	1	ガス業	7
鉄(軌)道業 貨物	2	水道業	8
道路定期旅客運送業	3	海上定期旅客運送業	9
道路定期貨物運送業	4	海上定期貨物運送業	10
電気通信業	5	航空定期旅客運送業	11
電気業	6	航空定期貨物運送業	12

## 7)「被害金額」欄

### (1) 物的被害額

物的被害額は、有形固定資産(構築物、機械諸設備、車両、在庫品等)に生じた被害の復旧(仮復旧及び本復旧)に係る全ての費用(設計費、材料費、工事費等)(単位:千円)を計上して下さい。なお、本復旧が当該年において完了しない場合には、調査票提出時点で把握出来ている概算工事費等を計上して下さい。

建物の被害額は、水害統計調査の他の調査(一般資産水害統計調査)の対象としていることから含めないで下さい。ただし、事業と密接不可分の建物については、建屋(駅舎や浄水場建屋等)であっても被害として計上して下さい。

水害毎の工事費計上を行っていないことにより、水害毎の被害額計上が難しい等、被害額の入力に際してお困りの際は、ご相談下さい。

なお、水害毎の工事費が分からない場合であっても、水害毎の被害数量(材料費)が分かるのであれば、その被害数量を基に、工事費を按分する、標準的な工事単価を掛ける等の方法により算出していたいで構いません。

道路定期貨物運送業において、配送する貨物が被災を受けた際に、保険等で対応した場合は、その費用を計上して下さい。

### (2) 営業停止損失額

営業停止損失額は、営業停止によって生じた売上減少額、代替活動費、その他(広報費等)に分けて入力して下さい。

## ①営業停止によって生じた売上減少額

営業停止によって生じたと想定される売上減少額が 1 千円以上の場合は、把握できる範囲で入力して下さい。(単位：千円)

売上減少額は、水害が発生しなかったとした場合に通常期待される売上額を基準として算定して下さい。

鉄道等で営業停止の範囲が広範囲に及び算定が難しい場合等は、被害に遭った路線を中心として、可能な範囲で売上減少額を算定して下さい。

なお、バス代行等の代替活動により、通常通りの売上有る場合には、本項目の被害計上は行わないで下さい。代替活動による収入が、通常時の収入に満たない場合には、その差額を売上減少額として被害計上して下さい。

貴公益事業所において、営業停止損失額の算出方法が規定されていない場合は、以下の算定式を参考に算出して下さい。

- 算定式の例①  $(\text{路線別年間収入} / 365 \text{ 日}) \times \text{路線別運休日数}$   
(前年度実績にて算定)
- 算定式の例②  $(\text{路線別年間収入} / 365 \text{ 日}) \div 1 \text{ 日当たり運行本数} \times \text{運休本数}$   
(前年度実績にて算定)
- 算定式の例③  $1 \text{ 戸当り 1 日平均使用水量} / 24 \text{ h} \times \text{給水停止時間} \times \text{被災戸数} \times \text{単価}$   
(前年度実績にて算定)
- 算定式の例④  $1 \text{ 戸当り 1 日平均電力使用量} / 24 \text{ h} \times \text{停止時間} \times \text{被災戸数} \times \text{単価}$   
(前年度実績にて算定)
- 算定式の例⑤  $1 \text{ 戸当り 1 日平均ガス使用量} / 24 \text{ h} \times \text{停止時間} \times \text{被災戸数} \times \text{単価}$   
(前年度実績にて算定)
- 算定式の例⑥  $(\text{月額通信基本料} / 30 \text{ 日}) \times \text{停止日数} \times \text{被災契約数}$

### ※複数市区町村にまたがる被害の場合の被害額按分の方法

複数の市区町村にまたがって被害が発生した線路、電線等の施設の被害額について、各市区町村における被害の算出が難しい場合には、各市区町村における営業延長等により被害総額を按分し、その按分した額をそれぞれの市区町村の被害額とすることで構いません。分割が難しい場合には、その旨、調査票の「備考」欄に入力して下さい。

### ※段階的あるいは複数箇所にわたり復旧工事、営業再開が行われた場合等で、正確な被害額の算出が難しい場合

計画売上高や過去の実績売上高といった、信頼性の高い指標等を用い推定で算出する等、可能な限りで実情に近い値となるような方法で算出を行って下さい。その旨、調査票の「備考」欄に記載して下さい。

### ※天候の悪化に備え運休・休業したことにより、営業停止が発生した場合

結果として被害が発生しなかった場合、計上は不要です。水害による被害が発生した場合は、計上をお願いします

## ②代替活動費

バス代行や給水活動、発電機設置等、代替活動に要した費用（外注費用）がある場合には、その費用を計上して下さい。

また、迂回路を利用することによる燃料費等経費の増加についても、計上可能な場合は代替活動費として計上して下さい。

## ③その他

その他、広報活動等、営業停止に伴い生じた費用がある場合には、その費用を計上して下さい。営業停止損失額が分けられない場合は、その他に入力して下さい。

## 8)「営業停止期間等」欄

水害によって営業が停止した場合には、その停止期間及び停止によって営業が不可能となった数量を入力して下さい。なお、代替活動に係る期間及び数量は含めないで下さい。

### (1) 停止期間

営業の停止期間について、貴公益事業所等における1日の営業時間を1日として、日単位で入力して下さい。なお、営業停止期間が1日の営業時間に満たない場合（1日以上で端数が生じた場合も含む）に限り、時間欄に入力して下さい。時間単位での入力が難しい場合には、事業毎の特性を踏まえ、例えば、1日8時間以上停止すれば1日と換算する等、柔軟に対応していただいて構いません。

また、同一水害区域内で営業停止した世帯等が複数存在し、それぞれの停止期間が異なる場合には、そのうちの最大の停止期間（断続的に停止した場合は、それぞれの期間を合算したものを比較して最大となる期間）を入力して下さい。

また、段階的あるいは複数箇所にわたり復旧工事、営業再開が行われたケース等、正確な停止期間の算出が難しい場合は、過去の実態などから推定で算出する等、可能な限りで実情に近い値となるような方法で算出を行って下さい。その旨、調査票の「備考」欄に記載して下さい。

### (2) 停止数量

営業停止に係る対象の数量（運搬人数・運搬貨物量・回線数・送電世帯数・送ガス世帯数・給水世帯数など）を入力して下さい。

また、段階的あるいは複数箇所にわたり復旧工事、営業再開が行われた場合で、停止数量の算出が難しい場合は、(1)と同様、なるべく実情に近い値となるような方法で算出を行い、その旨を調査票の「備考」欄に記載して下さい。

表－3 停止数量（単位）

事業種類	停止数量 （単位）	事業種類	停止数量 （単位）
鉄（軌）道業（旅客）	運搬人数 （人）	ガス業	送ガス世帯数 （世帯）
鉄（軌）道業（貨物）	運搬貨物量 （t）	水道業	給水世帯数 （世帯）
道路定期旅客運送業	運搬人員 （人）	海上定期旅客運送業	運搬人数 （人）
道路定期貨物運送業	運搬貨物量 （t）	海上定期貨物運送業	運搬貨物量 （t）
電気通信業	回線数 （回線）	航空定期旅客運送業	運搬人数 （人）
電気業	送電世帯数 （世帯）	航空定期貨物運送業	運搬貨物量 （t）

## 9) 未確定数値の記入

激甚な被害により調査に時間を要する、復旧額等が確定しない、資料が残っておらず入力できない等の場合には、該当欄に以下の数値を入力して下さい。

- 1 (半角2文字) : 資料がなく、調査不可能
- 2 (半角2文字) : 未だに復旧途上であり、概算数値ですら未確定

また、概算数値を入力した場合であっても、その精査のため翌年度以降も追加調査が必要と考えられる場合には、「備考」欄にその旨を入力して下さい。

## 10) その他

「都道府県名」欄、貴公益事業所等の「調査対象機関所在地」欄及び「調査対象機関名称」欄に入力するとともに、後日の照会先として、欄外に調査票作成者様の所属部署、氏名及び連絡先を必ず入力して下さい。



---

令和5年 水害統計調査調査要領（公益事業所用）

国土交通省 水管理・国土保全局 河川計画課 経済係

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

TEL 03-5253-8111（内線 35-325）

---